

電気供給（取次）約款等の変更について

2022年8月22日

株式会社 大武

大阪ガス株式会社

平素は、当社の電気^{※1}をご利用いただきありがとうございます。

当社は、電気供給（取次）約款等^{※2}（以下「約款等」といいます。）を、2022年10月1日付で変更し、燃料費調整額の算定に用いる平均燃料価格の上限価格と下限価格を廃止します。

当社は、当社の電気をご利用いただいているお客さまに、燃料費調整により、燃料価格の変動を電気料金に反映してご負担いただいておりますが、急激な燃料価格の変動によるお客さまへの影響を緩和するため、上限価格と下限価格を設定しておりました。

しかしながら、ウクライナ情勢の深刻化や急激な円安の進行といった昨今の国際情勢の急激な変化により、燃料価格は高騰を続けています。当社では平均燃料価格が2022年3月以降上限価格を超過しており、今後も超過が継続するものと見込まれています^{※2}。当社はこれまでも安心して電気をご利用いただけるよう、徹底した事業運営の効率化に取り組んでまいりましたが、安定的に電気供給を継続していくために約款等を変更することといたしました。

引き続き一層の事業運営の効率化に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、当社の電気のご利用を継続いただける場合、お客さまにて特段のお手続きは不要です。

※1 当社は、大阪ガスの取次店として大阪ガスが供給する電気を取り扱っています。

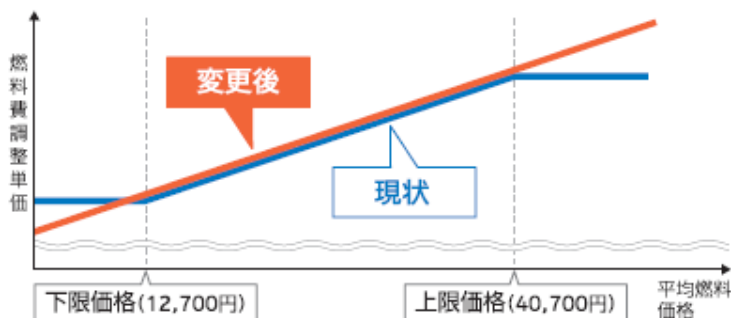
※2 電気供給（取次）約款、電気供給（取次）約款附則等をいいます。

① 変更内容について

昨今の著しい燃料価格の高騰に伴い、平均燃料価格が2022年3月以降上限価格を超過しており、今後も超過が継続するものと見込まれます。

電気供給を安定的に継続していくために、燃料価格の変動を電気料金に反映させていただくこととし、11月検針分の電気料金より平均燃料価格の上限価格と下限価格を廃止することといたしました。

変更内容イメージ



変更前

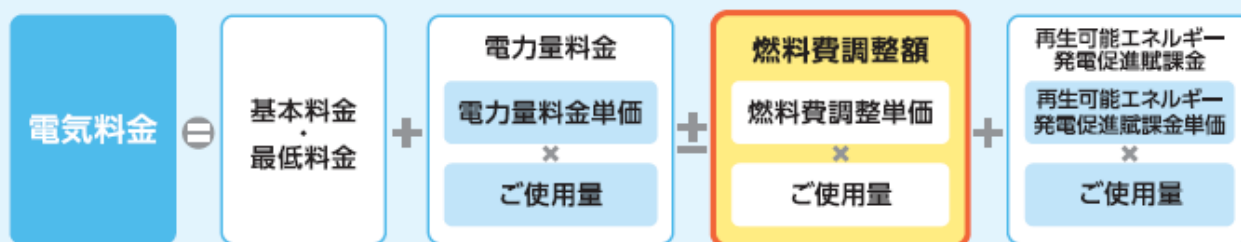
平均燃料価格が上限（下限）価格を超過する場合、超過分は燃料費調整額には反映されません。

変更後

上限（下限）価格超過分も燃料費調整額に反映されることとなります。

電気料金の算定イメージ

各月の電気料金は基本料金または最低料金と電力量料金に燃料費調整額を加減算し、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加算して計算いたします。



燃料費調整額とは

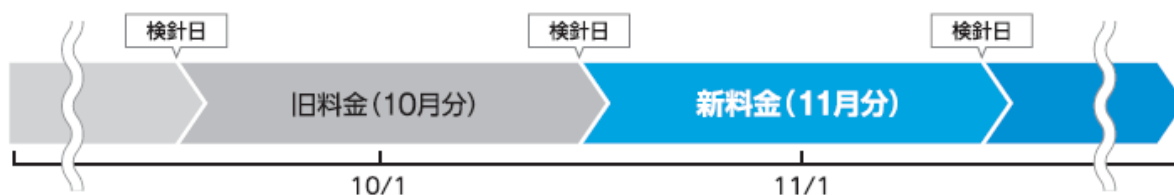
- 原油やLNG、石炭といった燃料価格の変動を電気料金に反映させていただくものです。
- 燃料費調整単価は、基準燃料価格と平均燃料価格の差額に基づき算定いたします。
- 平均燃料価格は、財務省が公表する原油・LNG・石炭の貿易統計をもとに算定いたします。

② 適用時期について

2022年10月1日付で約款等を改定いたします。

改定後の料金は **2022年11月検針分の電気料金より**適用いたします。

適用時期イメージ



④ 本件に関する手続き・お問い合わせ先

当社の電気のご利用を継続いただける場合、お客さまにて特段のお手続きは不要です。

変更を承諾いただけない場合は、2022年9月末日までに下記お問い合わせ先までご連絡ください。

なお、2022年9月末日までに下記お問い合わせ先までご連絡をいただいた場合、当社は解約金をいたしません。

〈お問い合わせ先〉

株式会社 大 武

☎0745-78-1111

〈受付時間〉 全日/9:00~17:00